

専決処分の報告及び承認について

松戸市一般職の職員の給与に関する条例及び松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和4年4月13日に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布、施行されたことに伴い、国家公務員の給与改定がなされたことから、特に緊急を要すると認め、国家公務員の給与改定に準じ、期末手当の支給割合を引き下げるため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定により報告するとともに承認を求める。

令和4年6月14日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

専 決 処 分 書

松戸市一般職の職員の給与に関する条例及び松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年5月30日

松戸市長 本郷谷 健 次

理 由

国家公務員の給与改定に準じ、期末手当の支給割合を引き下げるため。

松戸市一般職の職員の給与に関する条例及び松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

次の各条の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「(削除)」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

(松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 松戸市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年松戸市条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>

(松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成23年松戸市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第17条の3、第19条の2第1項及び第2項並びに第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び武力攻撃災害</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第17条の3、第19条の2第1項及び第2項並びに第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び武力攻撃災害</p>

等派遣手当」とあるのは「、武力攻撃災害等派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第17条の3中「第9条の2に規定する職務にある職員」とあるのは「松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成23年松戸市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。））」と、給与条例第19条の2第1項中「第9条の2第1項の規定により管理職手当を支給される職員（以下「管理職員」という。））」とあるのは「特定任期付職員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、給与条例第20条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

3 (略)

等派遣手当」とあるのは「、武力攻撃災害等派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第17条の3中「第9条の2に規定する職務にある職員」とあるのは「松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成23年松戸市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。））」と、給与条例第19条の2第1項中「第9条の2第1項の規定により管理職手当を支給される職員（以下「管理職員」という。））」とあるのは「特定任期付職員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の162.5」とする。

3 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の松戸市一般職の職員の給与に関する条例第20条第2項（同条第3項又は第2条の規定による改正後の松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び松戸市一般職の職員の給与に関する条例（以下この項において「給与条例」という。）第20条第4項から第6項まで若しくは第14条の2第1項から第3項まで若しくは第6項又は松戸市職員の公益的法人等への派遣に関する条例（平成13年松戸市条例第37号）第6条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - (1) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
 - ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15
 - イ 松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項に規定する特定任期付職員 167.5分の10
 - (2) 再任用職員 72.5分の10
- 3 令和3年12月に松戸市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例（昭和26年松戸市条例第44号）その他の規則で定める条例等の規定に基づき期末手当を支給された者に対する前項の規定の適用については、同項中「令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日

前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」とあるのは、「松戸市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例(昭和26年松戸市条例第44号)の適用を受ける者その他の規則で定める者との権衡を考慮して規則で定める」とする。

(規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。